

鳥取県ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱(平成19年2月16日付第200600171610号総務部長通知。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、県が公開・管理するホームページへの広告の掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県ホームページ 県が管理するホームページのトップページ(URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/>)をいう。
- (2) 広告 ホームページ上に文字又は画像で表示された情報で、第9条の規定による広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、県が別に定めるものとする。

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので県民に不利益を与えないものとし、要綱第4条の規定によるものとする。

- 2 前項の広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、広告主のものでなければならない。
- 3 要綱別表第1の6の実施部局長等が認めるものとは、県税の滞納がある者をいう。
- 4 要綱別表第2の4の実施部局長等が認めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 当該広告事業の内容を県が推奨するような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (2) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- 5 要綱別表第2の5の実施部局長等が認めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
 - (2) 社会問題その他についての主義主張にあたるもの
 - (3) 社会的批判を招くおそれのあるもの
 - (4) 求人広告に該当するもの
- 6 第1項から前項までに該当するもののほか、実施部局長等が適当でないと認める広告は掲載しない。

(広告の種類、規格等)

第 5 条 広告について、次の各号に掲げる事項は県が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は月を単位として、掲載申込みのあった期間(12 か月以内の期間に限る。)とする。

- 2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第 1 日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たる場合は、県が別に定める。

(広告の募集)

第 7 条 広告の募集は、原則として県ホームページにより行うものとする。

- 2 前項の規定による募集は、実施部局長等が必要と認めたときにその都度行うものとする。

(広告掲載の申込)

第 8 条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、様式第 1 号により、広告の掲載を申込みものとする。

- 2 県は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。
- 3 広告掲載希望者は、前条第 2 項の規定により県が広告の募集を行っている場合のみ広告掲載の申込みができるものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第 4 条の規定に基づき審査するものとする。

- 2 県は、第 7 条第 2 項の規定により募集を行った場合は、申込みのあった各月ごとに初月から順に、県内において活動の拠点となる施設等(以下この要領において「事業所等」という。)を有する広告掲載希望者を優先して順位を付し、広告掲載を決定す

るものとする。この場合、同順位のものがあるときは、掲載の申込月数が多いものを優先するものとする。

- 3 県は、前項の規定により広告掲載希望者の順位の優劣を判断することができないときは、申込みの先着順により広告掲載を決定する。
- 4 県は、前2項の規定により決定された順位を県ホームページ上の広告の位置の選定に用いることができるものとする。
- 5 県は、第1項から第3項までの規定により広告掲載の可否を決定したときは、様式第2号又は様式第3号により広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、掲載開始日から起算して5日前の日までで県が指定した日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条及び第5条の規定に違反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第11条 広告主は、県が別に定める広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載の時期)

第12条 県は、第10条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。

- 2 県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定により定めた日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 第11条の規定により定めた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。

2 県は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合、広告主に対し取消理由を付した書面を通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広

告掲載料を納付している場合は、既に納付した広告掲載料から広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月までの月に係る広告掲載料（以下「経過月分広告掲載料」という。）を差し引いた額を返還する。

- 4 前項ただし書の規定により広告掲載料を返還する場合は、掲載期間が1か月の広告掲載料を基礎として経過月分広告掲載料を算定する。
- 5 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、書面により県に申し出なければならない。
- 3 県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、前条第3項から5項までの規定を準用する。

（広告掲載料の返還）

第15条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第11条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき2日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（1） 機器等の保守又は工事を行う場合

（2） 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の掲載場所等の変更）

第16条 県は、自己の都合により、第3条の規定により定めた広告の掲載場所等を変更することができる。

- 2 県は、前項の規定により、広告の掲載場所等を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、書面等により広告主に申し出なければならない。

- 3 県は、第1項の規定による掲載場所等の変更に起因する第14条第2項の規定による広告掲載の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、第13条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、第13条第3項中「通知した日の属する月の翌月」とあるのは、「通知した日の属する月」と読み替えるものとする。

(広告の変更)

第17条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、1月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 第10条の規定は、前項の規定により広告を変更しようとする場合について準用する。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、県と協議を行うものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

(協議)

第20条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、鳥取地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成19年8月8日から施行する。

(経過措置)

第2条第1項1号の規定によるURLは、当分の間、<http://www.pref.tottori.jp/>と読み替えて適用することができるものとする。

附 則

この改正は、平成21年2月6日以降に募集するホームページ広告から適用する。